

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)
平成27年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500124号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500016号

第1 結論

平成元年*月から平成7年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成7年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の保険料の免除申請手続きを行ったと言っていたのに、請求期間の保険料が免除ではなく、未納とされているのは納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母が、請求者が20歳になった時に請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者に係る資格取得日及び資格処理日から、平成8年1月頃に払い出され、同時期に請求者の国民年金の加入手続きが行われたものと推認される。請求期間当時における免除申請手続きは年度ごとに行うこととされており、当該国民年金の加入時点では、請求期間について保険料の免除申請手続きを行うことができないことから、請求者の主張と相違する。

また、請求期間について、請求者の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料が無い上、請求者は保険料の免除申請手続きに直接関与しておらず、その手続きを行ったとする請求者の母は既に死亡していることから、保険料の免除申請手続きの状況が不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの調査の結果、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、請求期間は64か月に及んでおり、国民年金保険料免除の承認を得るには6回の申請手続きが必要となる。これだけの長期間及び複数回にわたり、行政機関が同一人に対し事務処理の過誤を生じさせるとは考え難い。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。